

－目次－

第1章 目的

- 第1条 目的
- 第2条 事故の範囲
- 第3条 軽微な事故への準用

第2章 非常連絡

- 第4条 非常連絡
- 第5条 非常連絡事項

第3章 事故の処理等

- 第6条 船長の実るべき措置
- 第7条 運航管理者の実るべき措置
- 第8条 事故処理組織
- 第9条 医療救護の連絡等
- 第10条 現場の保存
- 第11条 事故調査委員会
- 第12条 非常対策本部

第4章 雑則

- 第13条 連絡等の経由
- 第14条 運航管理者の指揮

海上運送法、適用航路名

敦賀～苦小牧航路
敦賀～金沢～苦小牧航路
敦賀～伏木～苦小牧航路
常陸那珂～苦小牧航路
敦賀～博多航路
敦賀～境港～博多航路

安全管理規程 「事故処理基準」

(海上運送法適用船)

2006年12月25日 制定

2024年10月01日 改定

第1章 総則

第1条 【目的】

この基準は当社の運航中の船舶に係わる事故処理に関し、安全管理規程の運用上の基準を明確にすることにより、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに事故の原因を究明し将来の船舶運航の安全に資することを目的とする。

第2条 【事故の範囲】

この基準においては「事故」とは当社の運航中の船舶に係わる事故又は事件(以下事故という)及び本条(6)の事態(以下「インシデント」という)をいう。

- (1) 乗組員及びその他の乗船者の死亡、行方不明、重大な負傷、若しくは疾病又はその他の重大な人身事故(以下人身事故という。)
- (2) 衝突、乗り揚げ、火災、浸水、重大な機関故障又はその他の救助を必要とする船舶の事故。
- (3) 航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天等による運航の阻害。
- (4) 乗っ取り、殺人、傷害又は暴行等の不法行為による運航の阻害。
- (5) その他貨物に関する事故。
- (6) 前記(1)～(3)の事態に至るおそれの大きかった事態。

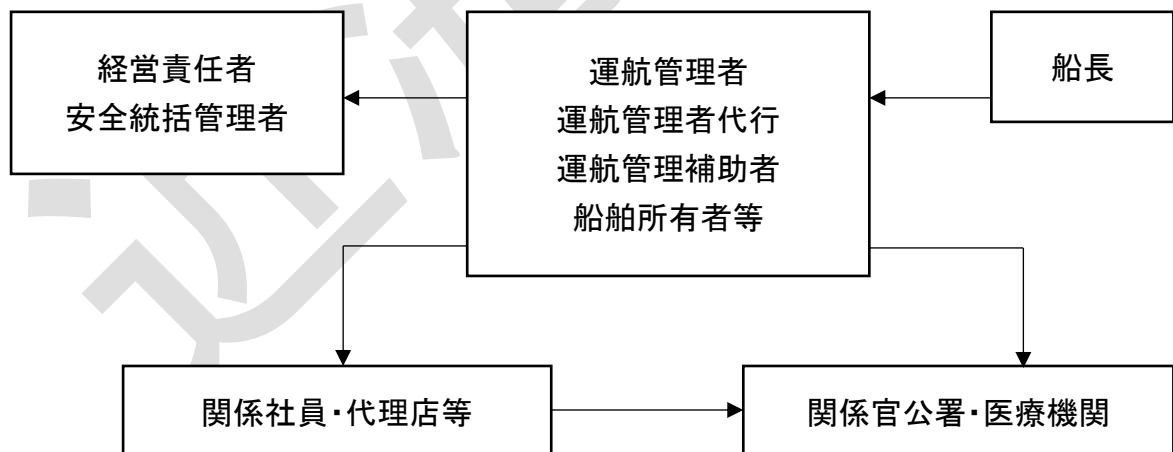
第3条 【軽微な事故への準用】

本事故処理基準は必要に応じ前条に定める事故以外の当社運航中の船舶に係わる事故に準用するものとする。

第2章 非常連絡

第4条 【非常連絡】

1. 船長は事故の状況を運航管理者に連絡する場合は速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。
2. 第三者の助言又は援助を必要とする場合、船長は別紙官公署連絡表により最寄りの海上保安部署等に連絡を行うものとする。
別紙「官公署連絡表」参照のこと。
3. 運航管理者は事故が発生した時は速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとし、インシデントが発生したときは、遅滞なくその状況を運輸局等に報告するものとする。
4. 当基準に定める非常連絡は原則、次表のとおりとする。
その他の緊急連絡については別紙「緊急連絡先一覧」によるものとする。ただし事故の内容によっては運航管理者の判断で連絡する範囲を限定することができる。
別紙「緊急連絡先一覧」参照のこと。



第5条 【非常連絡事項】

事故が発生した場合の連絡は原則として次の区分により行うものとする。

(1) 全事故に共通する事項

①船名 ②日時 ③場所 ④事故の種類 ⑤死傷者の有無 ⑥救助の要否

⑦当時の気象・海象

(2) 事故の態様による事項

事故の種類		連絡事項
a	衝突事故	①衝突の状況(衝突時、両船の針路、速力等) ②船体、機器、積荷の損傷状況 ③浸水の有無(ある時はd項の項目) ④流出油の有無(ある時はその程度及び防除措置) ⑤自力航行の可否 ⑥相手船の船種、船名、総トン数、船主又は用船者、船長名 (できれば住所連絡先) ⑦相手船の状況(船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等)
b	乗揚げ事故	①乗り揚げの状況(乗り揚げの時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、喫水の変化、陸岸との関係等) ②船体周囲の水深、底質及び付近の状況 ③潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の状況 ④船体、機器、積荷の状況 ⑤浸水の有無(ある時はd項の項目) ⑥離礁の見通し及び陸岸からの救助の可否 ⑦流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)
c	火災事故	①出火場所及び火災の状況 ②出火原因 ③船体、機器、積荷の状況 ④消火作業の状況 ⑤消火の見通し
d	浸水事故	①浸水箇所及び浸水原因 ②浸水量及びその増減の程度 ③船体、機器、積荷の状況 ④浸水防止作業の状況 ⑤船体に及ぼす風浪の影響 ⑥浸水防止の見通し ⑦流出油の有無(あるときはその程度及び防除措置)

e	乗っ取り・ 殺人・傷害・ 暴行等の不法 行為	①事件の種類 ②事故発生の端緒及び経緯 ③被害者の氏名、被害状況等 ④被疑者が凶器を所持している場合はその種類、数量等 ⑤措置と状況等
f	人身事故	①事故の発生状況 ②死傷者数及び疾病者数 ③発生原因 ④負傷又は疾病の程度 ⑤応急手当の状況 ⑥緊急下船の必要の有無
g	乗組員等の行 方不明	①行方不明が判明した日時及び場所 ②行方不明の日時、場所及び理由(推定) ③行方不明者の氏名等 ④行方不明者の遺留品等
h	積荷の事故	①事故の状況 ②事故の原因 ③措置状況
i	インシデント	① インシデントの状況 ② インシデントの原因 ③ 措置状況
j	その他の事故	① 事故の状況 ② 事故の原因 ③ 措置状況

第3章 事故の処理等

第6条 【船長の取るべき措置】

事故が発生したときに乗組員とその他乗船者、船体、貨物の保全のために船長が講ずべき必要な措置はおおむね次の通りである。

(1) 海難事故の場合

- ① 損傷状況把握及び事故局限の可否検討
- ② 人身事故に対する早急な救護

④安全管理規程_事故処理基準(海上運送法).docx

- ③連絡方法の確立(船内及び船外)
- ④二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

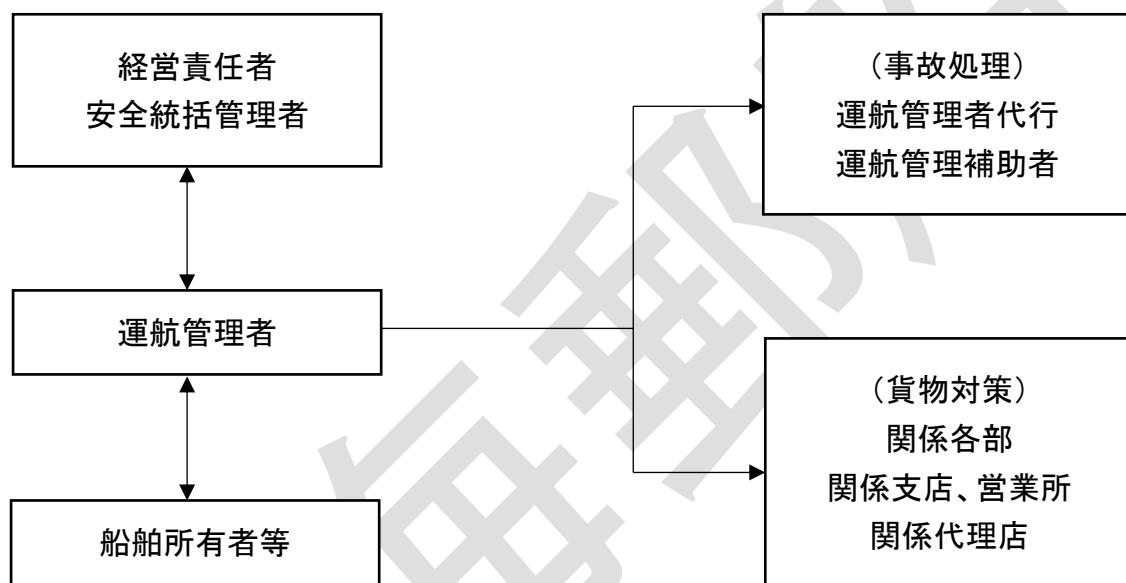
- ①被害者に対する早急な救護
- ②不法行為者の隔離又は監視
- ③連絡方法の確立(船内及び船外)
- ④不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

第7条 【運航管理者のとりべき措置】

1. 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船長からの連絡が異常に遅延している場合は遅滞無く船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。
2. 運航管理者は前項の措置を講じたにもかかわらず船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安部署に連絡するとともに第4条(非常連絡)に従って関係者に通報しなければならない。
3. 事故の発生を知ったときまたは船舶の動静が把握できないときに運航管理者は船舶所有者等と連携してとりべき必要な措置はおおむね次のとおりである。
 - (1) 事故の実態把握及び救難に必要な情報の収集分析
 - (2) 海上保安部署への救助要請
 - (3) 行方不明者捜索又は本船救助のための捜索船等手配
 - (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
 - (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
 - (6) 医師、病院、宿舍の手配等、傷病者救護のための措置
 - (7) 乗組員その他乗船者の氏名確認及びその連絡先への通知

第8条 【事故処理組織】

1. 事故処理は、経営責任者又は安全統括管理者を総指揮者とし、運航管理者を実務指揮者とした次表の体制で船舶所有者等と連携を取り処理にあたることとする。
2. 運航管理者は事故の種類、規模に応じて前項の組織又は要員を変更することができる。
3. 事故処理の要員として指名された者は事故処理に関する運航管理者の指揮に従わなければならない。



第9条 【医療救護の連絡等】

船長及び運航管理者は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、次のとおりに適切な措置を講じなければならない。

- (1) 着舷中のときは船舶代理店等へ連絡を取り最寄の医療機関に救護を要請する。
- (2) 航海中のときは最寄の海上保安機関と連絡を取り必要な処置を講じる。
- (3) 船員保険会・無線医療センター（〇〇病院）に応急処置の指示を求める。

TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

FAX：■■■■－■■■■－■■■■ E-mail：△△△@△△△.jp

第10条【現場の保存】

船長及び運航管理者は、事故の処理後、関係海上保安部署と連絡を取りつつ、運航に支障の無い限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の処理の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

第11条【事故調査委員会】

事故調査委員会は船舶所有者等と連携をとり次の組織編成により、調査等に当たることとする。

委員長	経営責任者
副委員長	安全統括管理者 運航管理者
委員	関係役員 安全管理部長 運航管理者代行 運航管理補助者 その他関係者

第12条【非常対策本部】

重大海難事故が発生した場合、経営責任者は、安全統括管理者及び運航管理者の意見を聞いて必要と認める場合は、非常対策本部を設置するものとする。
組織及び編成は、別表「非常対策本部組織表」のとおりとする。

第4章 雑則

第13条【連絡等の経由】

運航管理者と船舶との間の連絡等は、必要に応じて船舶の所有者及び船舶代理店等を経由することができる。

第14条【運航管理者の指揮】

運航管理者が行うべき事項は運航管理者の指揮監督のもと運航管理補助者が行うことができる。

又、運航管理者への連絡は運航管理者の指定する運航管理補助者への連絡としても差し支えない。

近海郵船